

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様

兵庫県福祉部障害福祉課長

令和4年度 支援が必要な感染高齢者・障害児者に対する
フォローアップ体制強化事業の交付申請書の提出について

平素は、障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県では、支援が必要な在宅障害者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院するまでの自宅療養期間中に、障害福祉サービス事業所が当該対象者に必要なサービスを提供した場合に協力金を支給する、標記補助事業を実施します。

つきましては、兵庫県福祉部補助金交付要綱別表（以下「要綱別表」）に基づき、下記により申請書の提出をお願いします。

記

1 申請手続

(1) 申請書類（請求書を含む）の提出

ア 貴事業所における、訪問実績が確定してから、実績の内容に基づく申請を行っていただきますので、実績報告書の作成は不要です。

イ 交付決定後、速やかに補助金の支払を行いますので、申請書類と併せて請求書【日付は必ず空欄】を提出ください。

(2) 定期的な申請受付の実施

ア 隔月の月末締めで申請書を受付します。

イ 初回の受付の締切日は、令和4年11月30日（水）です。

(3) 申請書類の作成・提出方法

ア 申請書の作成方法（「 」内はシート名）

下記を参考に該当する箇所を入力

黒色シート（「基本情報シート」「債権者登録」）：必須入力

黄色シート：該当する箇所を入力

無着色シート：自動転記されるため入力不要（内容のみ確認すること）

計算式が入っているセルにも関わらず自動転記されなかった箇所は漏れなく直接入力

委任状は法人代表口座以外の口座に振り込む場合のみ必要（押印・郵送）

イ 申請書の提出方法

下記担当まで必ずメールでご提出をお願いします。

2 その他

本事業は、令和4年4月1日から適用します。

【問合せ先】

障害福祉課障害政策班 担当：奥村

TEL：078-341-7711(内線 2966)

Email：shougai@pref.hyogo.lg.jp